

香川県報



第 102 号

平成 18 年

12月26日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

規 則	●香川県立病院財務規則の一部を改正する規則	（県立病院課）	一
告 示	●地方税法に規定する職員的身分を証明する証票の様式 平成十一年香川県告示第七百十六号（香川県個人情報保護条例に規定する実施機関が定める法人）の一部改正 平成十二年香川県告示第六百二十七号（香川県情報公開条例の実施機関が定める法人）の一部改正 昭和三十九年香川県告示第六百七十号（家畜の種付及び精液の譲渡等）の一部改正	（自治振興課） （県民参画課） （県民参画課） （畜産課）	三 五 五
	●昭和三十九年香川県告示第六百七十号（家畜の種付及び精液の譲渡等）の一部改正	（畜産課）	一
	●昭和三十九年香川県告示第六百七十号（家畜の種付及び精液の譲渡等）の一部改正	（土木監理課）	六
	●昭和三十九年香川県告示第六百七十号（家畜の種付及び精液の譲渡等）の一部改正	（道路課）	六
	●昭和三十九年香川県告示第六百七十号（家畜の種付及び精液の譲渡等）の一部改正	（審査課）	七
公 告	●特定非営利活動法人の設立の認証の申請 大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出（六件） 土地改良事業の適否決定（二件） 土地改良区の役員就任の届出	（県民参画課） （経営支援課） （土地改良課） （土地改良課）	八 八 一三
	●教育委員会規則	（審査課）	七

●香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則

教育委員会告示

指定管理者の指定

公安委員会告示

平成六年香川県公安委員会告示第四十八号（自転車等の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律の規定による自転車の防犯登録を行う者の指定）の一部改正

選挙管理委員会規則

●香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則

労働委員会告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律の規定に基づく労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

規 則

香川県立病院財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第百号

香川県立病院財務規則の一部を改正する規則

香川県立病院財務規則（昭和三十九年香川県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、特に必要があるときは、押印に代えてその印影を印刷することができる。

第二十一号様式（その二）（その二）を次のように改める。

(その2)

納入通知書 (請求書) 兼領収書

患者番号	患者氏名		様	
保険種別	負担割合	%	受診料	
請求期間			病室	

診療点数	初・再診料 点	入院料等 点	医学管理等 点	在宅医療 点	検査 点
				リハビリテーション ショーン	精神科専門療法
					歯冠修復及び欠損補綴
					食事療養
					診療費計
					歯科矯正

請求額明細		診療費負担 円	高齢者一部負担金 円	公費一部負担金 円	材料料 円	検査料 円
食費療養標準負担額	円					
電気代	円					
容器代	円					
人間(脳)ドック料	円					
その他	円					
助成金	円					
うち消費税及び地方消費税額	円					

自費診療及び保険外負担には、原則として消費税及び地方消費税が含まれています。保険診療の負担金は、健康保険法により1円単位を四捨五入しています。その他は診察カード再発行料等です。本書は、医療費控除の証明になりますから大切に保管してください。

前回までの未納 納期限 納付場所
 香川県立 病院
 香川県立がん検診センター 会計窓口又は院内の銀行
 上記のとおり納付してください。
 香川県立 病院長
 香川県立がん検診センター所長

請求額	円
-----	---

領収目付印	
-------	--

第二十一号様式(その二)備考を次のように改める。

備考 1 本様式((その2)を除く。)は、複写によることができる。

2 自動精算機等により収納する場合は、(その1)に代えて(その2)を使用することができる。

3 自動精算機等により納付した患者の氏名、納付額等の一覧表が領収日ごとに作成される場合は、当該一覧表を(その3)に代えることができる。

第二十一号様式の二備考1に次のただし書きを加える。

ただし、刷込み印刷をする場合は、拡大し、又は縮小することができる。

附則

この規則は、平成十九年一月一日から施行する。

告 示

香川県告示第七百十九号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百九十六条第一項に規定する職員的身分を証明する証票の様式を次のとおり定める。

昭和三十一年香川県告示第二百二十七号(地方税法に規定する県職員の身分を証明する証票の様式)は、廃止する。

平成十八年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

(表面)

写 真	身 分 証 明 書	第 号
	所 属	
	職 名	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
上記の者は、地方税法第396条第1項の職員であることを証明する。		
年 月 日		
香 川 県 知 事 印		

(裏面)

地方税法(抜粋)

(道府県の職員及び総務省の職員の固定資産の調査に関する質問検査権)

第396条 第389条第1項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査、第401条第4号の助言又は第419条第1項の勧告のために必要がある場合においては道府県の職員で道府県知事が指定する者(中略)は、それぞれ次に掲げる者に質問し、又は第1号若しくは第2号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

- (1) 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- (2) 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者で当該固定資産税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

2 略

3 第1項の場合においては、当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

香川県告示第七百二十号

平成十一年香川県告示第七百十六号（香川県個人情報保護条例に規定する実施機関が定める法人）の一部を次のように改正し、平成十九年一月一日から施行する。

平成十八年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

二を次のように改める。

二 財団法人かがわ水と緑の財団

二十一を二十三とし、十三から二十までを二ずつ繰り下げ、十二を十三とし、十三の次に次のように加える。

十四 財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会

十一を十二とし、三から十までを二ずつ繰り下げ、二の次に次のように加える。

三 財団法人香川県環境保全公社

香川県告示第七百二十一号

平成十二年香川県告示第六百二十七号（香川県情報公開条例の実施機関が定める法人）の一部を次のように改正し、平成十九年一月一日から施行する。

平成十八年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

「財団法人香川情報化推進機構」を削る。

香川県告示第七百二十二号

昭和三十九年香川県告示第六百七十号（家畜の種付及び精液の譲渡等）の一部を次のように改正し、平成十九年一月四日から施行する。

平成十八年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表を次のように改める。

種類	品種	名 号	生年月日	産 地	区 分	譲渡価格	飼育場所
牛種	黒毛和	鉄重一八	平成七、五	兵庫県	精液一本分 〇・五 ml	八三〇円	香川県畜産試験場

豚	種畜証明書の とおり	種畜証明書の とおり	種畜証明書の とおり	種畜証明書の とおり	種畜証明書の とおり	精液一本分 五〇 ml	二、一〇 〇円	〃
〃	ジャージャー種	ビッグリパ ー キャス ティング ダンカン	昭和三 三、一 六、一 七	香川県	〃	〃	五二〇円	〃
〃	〃	讃岐美方	平成十 二、五	〃	〃	〃	一、二〇 〇円	〃
〃	〃	讃岐金福	平成九 、二、	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	讃岐金福	平成九 、二、	〃	〃	〃	〃	〃

香川県告示第七百二十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 起業者の名称
坂出市
- 二 事業の種類
坂出市立病院駐車場拡張事業
- 三 起業地
1 収用の部分
香川県坂出市文京町二丁目地内
2 使用の部分
なし
- 四 事業の認定をした理由
平成十八年十一月二十二日に坂出市より申請のあった坂出市立病院駐車場拡張事業（

以下「本件事業」という。)に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について
本件事業は、坂出市立病院の駐車場を拡張しようとするものであり、土地収用法第三十条第二十四号に掲げる事業に該当する。

2 このため、本件事業は、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。
土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について
本件事業の起業者である坂出市は、既に事業に要する経費の財源措置を講じている

ことから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。
このため、本件事業は、土地収用法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について
事業施行により得られる利益
坂出市立病院の利用者の交通手段としては、利用者の分布が広範囲にわたるうえ、公共交通機関を利用できる地域が限られているため、自家用車の比率が高い。このため、坂出市立病院では自己所有地に百台分の駐車場を確保して病院利用者への便宜を図っているが、平成十七年度における平日一日当たりの駐車場利用台数は三百三十七台で、外来患者の集中する平日午前の時間帯においては、満車が常態となっている。

本件事業は、このような状況に対処するため、既存の駐車場の北側に隣接する土地を取得し駐車場として整備するものであり、病院利用者に安定的かつ継続的な駐車場利用を提供することで、地域住民への医療サービスの維持向上を図ることが可能になることから、事業施行により得られる利益は相当程度大きいと認められる。

周辺環境への影響

起業地は、民間の賃貸アパート(撤去済み)及び月極駐車場の跡地であり、移転を要する物件も存在しない。また、起業地の北側は民間の月極駐車場、東側及び南側は病院の駐車場、西側は市道であり、本件事業の施行による周辺の自然環境や生活環境への影響は軽微であると認められる。

起業地の選定及びその範囲

本件事業の起業地の選定に当たっては、社会的、技術的、経済的見地から三案の

候補地の比較検討を行い、最も適切な案を採用していると認められる。

から に述べたことから、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業は、3 で述べたような、病院の駐車場が時間帯によっては満車が常態になっているという状況に対処するため計画されたものであり、早急に施行する必要性が認められる。
このため、本件事業は、土地を収用する公益上の必要性が認められ、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から4までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。
以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
坂出市立病院庶務課

香川県告示第七百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年十二月二十六日から平成十九年一月十六日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道(一般)

二 路 線 名 屋島停車場屋島公園線(百五十号)

三 道路の区域

区 間	変更 前後別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
-----	---------------------	-----------------	--------------	----

高松市屋島西町字宮西一四六四番 一 地先から	前	一〇・九	一九	交差点改良 工事による 現道拡幅
高松市屋島西町字宮西一四六四番 一 地先まで	後	一〇・〇 一六・五 二五・三	一九	

香川県告示第七百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年十二月二十六日から平成十九年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 長尾丸亀線（四十六号）
- 三 道路の区域

区 間	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市垂水町字荒井七四八番四地 先から	前	一〇・四	一四四	道路改修工 事による現 道拡幅
丸亀市垂水町字荒井七三三番地先 まで	後	二二・〇 二二・三 二三・八	一四四	

香川県告示第七百二十六号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成十九年一月一日から施行する。

平成十八年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三 収納代理金融機関 2 収納代理金融機関の名称並びに店舗の名称及び位置の表株式会社新生銀行の項を次のように改める。

株式会社新生銀行 東京都（本店）

三 収納代理金融機関 2 収納代理金融機関の名称並びに店舗の名称及び位置の表備考中「株式会社みずほ銀行については、」を「株式会社新生銀行については日本国内に位置するすべての店舗（本支店とし、出張所を除く。）とし、株式会社みずほ銀行については」に改める。

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十九年二月十三日まで縦覧に供する。

平成十八年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあつた年月日
平成十八年十二月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人人権と暮らしを守る香川県リーガルサポート協会
青木 哲也
高松市屋島東町一五八番地二二
- 三 定款に記載された目的
この法人は、保健、医療又は福祉、人権の擁護又は平和の推進、子供の健全育成、消費者の保護に関して悩みを持つ人々に対し、相談及び専門機関への紹介などの事業を行い、悩みを持つ人々に具体的解決策及び情報の提供に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号、以下「法」という。)第六条第一項の規定による変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

三井住友銀リース株式会社 大阪府中央区南船場三丁目一〇番一九号

山陰総合リース株式会社 島根県松江市白潟本町六三番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

フジグラン丸亀ショッピングセンター 丸亀市川西町南字香川方一三五八番一ほか

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(i) 変更前 代表取締役 時任紀邦

変更後 代表取締役 高橋吉昭

(ii) 変更前 代表取締役 高橋吉昭

変更後 代表取締役 尾崎英雄

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 別表「一」別記「一」(一)のとおり

変更後 別表「一」別記「二」(一)のとおり

なお、「別表」は、省略し、その表を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

4 変更年月日

3の(一)(i)の事項 平成十七年九月一日

3の(一)(ii)の事項 平成十八年七月二十四日

3の(二)の事項 平成十八年七月二十四日

5 変更する理由

3の(一)の事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため

3の(二)の事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の変更及びテナントの変更のため

二 届出年月日

平成十八年十二月十五日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年十二月二十六日(火曜日)から平成十九年四月二十六日(木曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十九年四月二十六日(木曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号、以下「法」という。）第六条第一項の規定による変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十二月二十六日

香川県知事 真鍋 武紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

琴平参宮電鉄株式会社 丸亀市津森町一五八番地一

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

フジグラン丸亀中府ショッピングセンター 丸亀市中府一丁目五番地一ほか

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(i) 変更前 別表「別記一」のとおり

変更後 別表「別記二」のとおり

(ii) 変更前 別表「別記二」のとおり

変更後 別表「別記三」のとおり

なお、「別表」は、省略し、その表を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

4 変更年月日

3の(i)の事項 平成十七年九月一日

3の(ii)の事項 平成十八年七月二十四日

5 変更する理由

3の(i)の事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の変更及びテナントの変更のため

二 届出年月日

平成十八年十二月十五日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年十二月二十六日（火曜日）から平成十九年四月二十六日（木曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十九年四月二十六日（木曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号、以下「法」という。）第六条第一項の規定による変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十二月二十六日

香川県知事 真鍋 武紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

<p>2 大規模小売店舗の名称及び所在地 パルティ・フジ志度西エリア さぬき市志度字花池尻二四四八番ほか</p>	<p>平成十八年十二月二十六日(火曜日)から平成十九年四月二十六日(木曜日)まで 四 意見書の提出 法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十九年四月二十六日(木曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。 なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。</p>
<p>3 変更した事項 (一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (i) 変更前 代表取締役 時任紀邦 変更後 代表取締役 高橋吉昭 (ii) 変更前 代表取締役 高橋吉昭 変更後 代表取締役 尾崎英雄</p>	<p>1 記載すべき項目 (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (四) 意見の内容</p>
<p>(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 変更前 別表(一)別記一(一)のとおり 変更後 別表(一)別記二(一)のとおり なお、「別表」は、省略し、その表を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。</p>	<p>2 提出先 郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ</p>
<p>4 変更年月日 3の(一)(i)の事項 平成十七年九月一日 3の(一)(ii)の事項 平成十八年七月二十四日 3の(二)の事項 平成十八年七月二十四日</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定による変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。 平成十八年十二月二十六日</p>
<p>5 変更する理由 3の(一)の事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため 3の(二)の事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の変更及びテナントの変更のため</p>	<p>一 届出の概要 1 届出者の氏名又は名称及び住所 株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 2 大規模小売店舗の名称及び所在地 パルティ・フジ志度東エリア さぬき市志度字淵田尻二四二五番一ほか</p>
<p>二 届出年月日 平成十八年十二月十五日</p>	<p>3 変更した事項</p>
<p>三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間</p>	
<p>1 縦覧場所 香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課</p>	
<p>2 縦覧期間</p>	

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

- (i) 変更前 代表取締役 時任紀邦
変更後 代表取締役 高橋吉昭
- (ii) 変更前 代表取締役 高橋吉昭
変更後 代表取締役 尾崎英雄

4 変更年月日

3の(一)(i)の事項 平成十七年九月一日

3の(一)(ii)の事項 平成十八年七月二十四日

5 変更する理由

3の(一)の事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため

二 届出年月日

平成十八年十二月十五日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年十二月二十六日(火曜日)から平成十九年四月二十六日(木曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十九年四月二十六日(木曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社フジ 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

フジグラン十川ショッピングセンター北エリア

高松市十川東町字佐古四三番一ほか

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(i) 変更前 代表取締役 時任紀邦

変更後 代表取締役 高橋吉昭

(ii) 変更前 代表取締役 高橋吉昭

変更後 代表取締役 尾崎英雄

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 別表(「別記一」)のとおり

変更後 別表(「別記二」)のとおり

なお、「別表」は、省略し、その表を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

4 変更年月日

3の(一)の(i)の事項 平成十七年九月一日

3の(一)の(ii)の事項 平成十八年七月二十四日

3の(二)の事項 平成十八年七月二十四日

5 変更する理由

3の(一)の事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため

3の(二)の事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の変更及びテナントの変更のため

二 届出年月日

平成十八年十二月十五日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十九年十二月二十六日(火曜日)から平成十九年四月二十六日(木曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十九年四月二十六日(木曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定による変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社フジ 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

フジラン十川ショッピングセンター南エリア
高松市十川東町字佐古五四番ほか

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(i) 変更前 代表取締役 時任紀邦

変更後 代表取締役 高橋吉昭

(ii) 変更前 代表取締役 高橋吉昭

変更後 代表取締役 尾崎英雄

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 別表(一)「別記二」(一)のとおり

変更後 別表(一)「別記二」(一)のとおり

なお、「別表」は、省略し、その表を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

4 変更年月日

3の(一)の(i)の事項 平成十七年九月一日

3の(一)(ii)の事項 平成十八年七月二十四日
 3の(二)の事項 平成十八年七月二十四日

5 変更する理由

3の(一)の事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため
 3の(二)の事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の変更及びテナントの変更のため

二 届出年月日

平成十八年十二月十五日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年十二月二十六日(火曜日)から平成十九年四月二十六日(木曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目に記載した書面を本日から四月以内(平成十九年四月二十六日(木曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十二月十四日適当と決定した。
 その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十九年一月九日から同月二十九日まで縦覧に供する。

平成十八年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
大窪池土地改良区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)袖村地区	丸亀市産業部土地改良課
"	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)大窪池水路地区	"
楠見池土地改良区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)苗代池地区	"

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、仁池富熊地区大上井共同施行が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)(仁池地区))を行うことについて平成十八年十二月十四日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業部土地改良課において平成十九年一月九日から同月二十九日まで縦覧に供する。

平成十八年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、坂出市王越土地改良区から役員の内任について次のとおり届出があった。

平成十八年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類 氏 名 住 所 就任年月日

理事 佐竹 善照 坂出市王越町乃生七六四番地 平成一八、七、二九

教育委員会規則

香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第三十二号

香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則

県立高等学校授業料等の減免に関する規則(昭和三十一年香川県教育委員会規則第十六号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、香川県使用料、手数料条例(昭和二十七年香川県条例第二号)第一条ただし書及び第七条第二項の規定に基づき、香川県立高等学校(以下「県立高等学校」という。)の授業料及び受講料(以下「授業料等」という。)の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の減免)

第二条 香川県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、県立高等学校の生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の授業料等を減免することができる。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護を受けている世帯に属する者であるとき。

二 保護者(親権者若しくは未成年後見人又は生徒の学資を主として負担する者をいう。以下同じ。)又は勤労生徒(自らの勤労により学資を負担している生徒をいう。以下同じ。)に係る市町村民税が非課税とされ、若しくは免除されているとき、又は当該市町村民税の所得割の額が二万円未満であるとき。

三 保護者又は勤労生徒が母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第六条第一項に規定する配偶者のない女子であつて、当該市町村民税の所得割の額が十万円未満であるとき。

四 交通遺児等(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条に規定する保護者又は同法第六条の三に規定する里親が自動車事故により死亡し、又は自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第百八十六号)別表第一の介護を要する後遺障害第一級若しくは第二級若しくは別表第二の後遺障害第一級、第二級若しくは第三級に該当することとなつた者をいう。)であつて、教育長が別に定める生活の困窮程度に該当する者であるとき。

五 児童福祉法第四十一条に規定する児童養護施設に入所している者であるとき。

六 保護者又は勤労生徒が、災害、失職、長期療養その他の特別な理由により、授業料等を納入することが著しく困難であると教育長が認めたととき。

2 教育長は、県立高等学校に入学を志望する者が前項各号のいずれかに該当するときは、当該入学の出願前に、その者の入学した場合における授業料等の免除を決定することができる。

3 前二項の規定による授業料等の減免を行う期間は、授業料等の減免を受ける者が在学し、又は入学を志望している県立高等学校の修業年限の範囲内において、授業料にあつては月を単位とし、受講料にあつては年を単位として教育長が適当と認める期間とする。教育長は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、前項に規定する範囲を超えて授業料等の減免を行う期間を定めることができる。

5 第一項又は第二項の規定による授業料等の減免の額は、授業料にあつてはその年額の十二分の一に相当する額(以下「月割額」という。)(に減免を行う期間の月数を乗じて得た額とし、受講料にあつてはその一科目当たりの額に減免を行う期間に履修する科目数を乗じて得た額とする。

第三条 教育長は、県立高等学校の生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の授業料について、月割額に当該各号に掲げる月数を乗じて得た額を免除する。

一 年度の途中において編入学又は県立高等学校以外の高等学校からの転入学を許可された者 許可の日の属する月の前月までの当該年度内の月数

二 年度の途中において、退学若しくは県立高等学校以外の高等学校への転学を許可され、又は卒業を認定された者 許可又は認定の日の属する月の翌月以降の当該年度内の月数

三 休学（月の初日から末日までの期間の全日数にわたって休学することとなる月）以下「全休学月」といふ。）が三月以上継続するものに限り、（を許可された者 全休学月数

四 外国の高等学校に留学することを許可された者 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって留学することとなる月数

（授業料等の減免の申請）

第四条 第二条第一項又は第二項の規定による授業料等の減免を受けようとする者は、授業料（受講料）減免申請書（別記様式）に教育長が必要と認める書類を添えて、教育長（同項の規定による授業料等の免除の場合にあつては、在学中の中学校長を経由して、教育長）に提出しなければならない。

（授業料等の減免の決定）

第五条 教育長は、前条の規定による申請があつたときは、必要な事項を審査し、授業料等を減免することが適当であると認めるときは、授業料等の減免を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（授業料等の減免の取消し）

第六条 前条の規定による授業料等の減免の決定を受けた者は、第二条第一項各号のいずれにも該当しなくなったときは、遅滞なく、その旨を教育長に届け出なければならない。

2 教育長は、前項の規定による届出があつたとき、又は第二条第一項各号のいずれにも該当しなくなったと認めるときは、授業料等の減免を行う期間のうち、授業料にあつては減免を受ける理由が消滅した日の属する月の翌月以降の期間、受講料にあつては当該日の属する年度の翌年度以降の期間に係る授業料等の減免を取り消すものとする。

第七条 教育長は、第三条第三号に該当して授業料の減免を受けた者が同号に規定する休学をしない復学したときは、当該授業料の減免を取り消すものとする。

（委任）

第八条 この規則に定めるもののほか、県立高等学校の授業料等の減免に関し必要な事項

は、教育長が定める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則（以下「新規則」といふ。）の規定は、平成十九年度分の県立高等学校の授業料等から適用し、平成十八年度分までの県立高等学校の授業料等については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に受けている改正前の県立高等学校授業料等の減免に関する規則第二条第二項（同規則第八条において準用する場合を含む。）の規定による授業料等の免除の決定（平成十九年度分以降の県立高等学校の授業料等に係るものに限る。以下「旧決定」といふ。）は、新規則第二条第二項の規定による授業料等の免除の決定とみなす。

4 この規則の施行の際現に旧決定を受けている者その他教育長が別に定める者に係る平成十九年度分以降の県立高等学校の授業料等の減免を受ける理由については、新規則第二条第一項各号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 前項の規定の適用を受けて授業料等の減免の決定を受けた者に対する第六条の規定の適用については、同条中「第二条第一項各号のいずれにも」とあるのは、「附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされた授業料等の減免を受ける理由に」とする。（県立学校学則の一部改正）

6 県立学校学則（昭和三十六年香川県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「県立高等学校授業料等の減免に関する規則（昭和三十一年香川県教育委員会規則第十六号）」を「香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則（平成十八年香川県教育委員会規則第三十二号）」に改める。

（香川県立高等学校通信教育規則の一部改正）

7 香川県立高等学校通信教育規則（平成二年香川県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「県立高等学校生徒等の授業料減免規程（昭和三十一年香川県教育委員会規則第十六号）」を「香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則（平成十八年香川県教育委員会規則第三十二号）」に改める。

別記様式(第4条関係)

(日本工業規格A列4番)

授業料(受講料)減免申請書

年 月 日

香川県教育委員会教育長 殿

申請者 住所
氏名 ㊟

保護者 住所
氏名 ㊟

授業料(受講料)の減免を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

区 分	在学生〔第 年度入学 学年〕 ・ 入学志望者
学 校 ・ 学 科 名 (入学志望学校・学科名)	
課 程 等	全日制 ・ 定時制 ・ 通信制 ・ 専攻科
授業料(受講料)の減免 を受けようとする理由	
授業料(受講料)の減免 を受けようとする期間	年 月から 年 月まで 月分(年分)

注1 不要の文字は、横線で消してください。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

教育委員会告示

香川県教育委員会告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項及び香川県都市公園条例（昭和三十九年香川県条例第二十号）第十四条の二第二項の規定に基づき、平成十八年十二月十五日指定管理者を次のとおり指定した。

平成十八年十二月二十六日

香 川 県 教 育 委 員 会

一 公の施設の名称

香川県立丸亀競技場

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 四電エグループ

株式会社四電工

シンコースポーツ株式会社

長谷川体育施設株式会社

太平ビルサービス株式会社

主たる事務所の所在地 高松市松島町二丁目二番二二号

三 指定の期間

平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

公安委員会告示

香川県公安委員会告示第十号

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項の規定に基づき防犯登録を行う者として指定した法人から住所の変更の届出があったので、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年國家公安委員会規則第12号）第11条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年12月26日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

附 添	住 所		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
香川県選挙管理委員会 選挙管理課	香川県高松市権田 町2丁目24番20号	香川県高松市権田 町二丁目28番3号	平成18年11月13日

選挙管理委員会規則

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

香川県選挙管理委員会規則第三号

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則

香川県公職選挙運動公営等実施規程（昭和三十年香川県選挙管理委員会規則第二号）の

一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 選挙事務所（第二条の二 第五条）

第三章 自動車、船舶及び拡声機の表示（第六条 第九条）

第三章の二 ビラの証紙（第九条の二 第九条の四）

第三章の三 ポスターの証紙又は検印（第九条の五 第九条の七）

第四章 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票（第十条・第

十一条）

第四章の二 ポスター掲示場（第十一条の二 第十一条の八）

第五章 新聞紙及び雑誌の掲示場所（第十二条）

第六章 新聞広告（第十三条）

第七章 削除

第八章 個人演説会等（第三十一条 第三十三条）

第九章 標旗及び腕章（第三十四条 第三十六条）

第十章 選挙公報の発行（第三十六条の二 第四十四条の二）

第十一章 氏名等の掲示（第四十五条 第五十条）

第十一章の二 自動車の使用及びボスターの作成の公営（第五十条の二 第五十条の六）

第十二章 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附（第五十条の七 第五十三条）

第十三章 政党その他の政治団体の政治活動（第五十三条の二 第五十八条）

第十三章の二 推薦団体の選挙運動（第五十八条の二 第五十八条の五）

第十四章 補則（第五十九条・第六十条）

附則

別記第一号様式から第一号様式の四までを次のように改める。

第1号様式(第2条の2関係)
(選挙事務所設置届出書)
その1

選挙事務所設置届出書

年 月 日執行の 選挙(選挙区)における候補者 の選挙事務所を次
のとおり設置したので届け出ます。

年 月 日

候補者 住所

(推薦届出者)氏名

㊟

電話番号() -

香川県選挙管理委員会委員長 殿

市(町)選挙管理委員会委員長 殿

記

- 1 選挙事務所所在地
- 2 建物の名称(構造)
- 3 選挙事務所の電話番号
- 4 設置者氏名
- 5 設置年月日

その2

選挙事務所設置届出書

年 月 日執行の 選挙(選挙区)における選挙事務所を次のとおり設置した
ので届け出ます。

年 月 日

候補者届出政党の名称

本部の所在地

代表者の氏名



電話番号() -

香川県選挙管理委員会委員長 殿

市(町)選挙管理委員会委員長 殿

記

- 1 選挙事務所所在地
- 2 建物の名称(構造)
- 3 選挙事務所の電話番号
- 4 候補者届出政党の名称
- 5 設置年月日

第1号様式の2(第2条の2関係)
(選挙事務所異動届出書)
その1

選挙事務所異動届出書

年 月 日執行の 選挙(選挙区)における候補者 の選挙事務所を次
のとおり異動したので届け出ます。

年 月 日

候補者 住所

(推薦届出者)氏名

㊟

電話番号() -

香川県選挙管理委員会委員長 殿

市(町)選挙管理委員会委員長 殿

記

- 1 旧所在地
- 2 旧建物の名称(構造)
- 3 新所在地
- 4 新建物の名称(構造)
- 5 新選挙事務所の電話番号
- 6 設置者氏名
- 7 異動年月日

その2

選挙事務所異動届出書

年 月 日執行の 選挙(選挙区)における選挙事務所を次のとおり異動した
ので届け出ます。

年 月 日

候補者届出政党の名称

本部の所在地

代表者の氏名



電話番号() -

香川県選挙管理委員会委員長 殿

市(町)選挙管理委員会委員長 殿

記

- 1 旧所在地
- 2 旧建物の名称(構造)
- 3 新所在地
- 4 新建物の名称(構造)
- 5 新選挙事務所の電話番号
- 6 候補者届出政党の名称
- 7 異動年月日

第1号様式の3（第2条の2関係）
（選挙事務所設置（異動）承諾書）

選挙事務所設置
異動承諾書

年 月 日執行の 選挙（ 選挙区）における選挙事務所を次のとおり設置
異動す
ることを承諾します。

年 月 日

選挙（ 選挙区）

候補者 氏名

㊟

推薦届出（代表）者 氏名

殿

記

新所在地

旧所在地

注 欄は、異動承諾のときのみ記入すること。

第1号様式の4(第2条の2、第50条の7関係)
(推薦届出代表者証明書)

推薦届出代表者証明書

次の者は、 年 月 日執行の 選挙(選挙区)における候補者の推薦届出者の
代表者であることを証明する。

年 月 日

候補者

推薦届出者

住所

氏名

㊟

住所

氏名

㊟

記

氏名

住所

注 推薦届出者が2人以上の場合は、全員の住所、氏名及び印が必要であること。

別記第二号様式の七(ポスター検印票)裏中

証紙交付枚数	証紙交付田
--------	-------

を

検印枚

検印月日	に改める。
------	-------

別記第三号様式の三を次のように改める。

第3号様式の3（第11条の2関係）
（ポスター掲示場の告示）

市（町）選挙管理委員会告示第 号

年 月 日に執行する 選挙における公職選挙法（昭和25年法律第
香川県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の

100号）第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を次のとおり設置する。
設置に関する条例（昭和57年香川県条例第34号）

年 月 日

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名

投票区名	ポスター掲示場の設置場所	

別記第十三号様式を次のように改める。

第13号様式（第31条関係）
（申出書）
その1

個人演説会開催申出書

年 月 日執行の 選挙の選挙運動のため、次のとおり個人演説会を開催したいので申
し出ます。
年 月 日

候補者 住所
氏名
党派

㊟

（候補者届出政党の名称又は所属党派）
（参議院名簿届出政党等の名称）

連絡先
電話番号（ ） -

市（町）選挙管理委員会委員長 殿

記

開 催 日 時	年 月 日	午 時 分	時 分	分 分
使 用 施 設	所 在 地			
	名 称			
この申出までにこの施設を使用した回数				
演 説 者	住 所			
	氏 名			
実 施	有 無			
備 考				

注 公営施設を使用して個人演説会を開催する場合は、その開催期日前2日までに、市町選挙管理委員会に申し出てください。

その2

政党演説会開催申出書

年 月 日執行の 選挙の選挙運動のため、次のとおり政党演説会を開催したいので申
し出ます。

年 月 日

候補者届出政党の名称

本部の所在地

代表者の氏名

㊟

連絡先

電話番号() -

市(町)選挙管理委員会委員長 殿

記

開 催 日 時	年 月 日		午 時	分 分	分 分
使 用 施 設	所 在 地				
	名 称				
この申出までにこの施設を使用した回数					
演 説 者	住 所				
	氏 名				
実 施	有 無				
備 考					

注 公営施設を使用して政党演説会を開催する場合は、その開催期日前2日までに、市町選挙管理委員会に申し出てください。

その3

政党等演説会開催申出書

年 月 日執行の 選挙の選挙運動のため、次のとおり政党等演説会を開催したいので
申し出ます。

年 月 日

衆議院名簿届出政党等の名称

本部の所在地

代表者の氏名

連絡先

電話番号 () -



市(町)選挙管理委員会委員長 殿

記

開 催 日 時	年 月 日		午 時	分 分
使 用 施 設	所 在 地			
	名 称			
この申出までにこの施設を使用した回数				
演 説 者	住 所			
	氏 名			
実 施	有 無			
備 考				

注 公営施設を使用して政党等演説会を開催する場合は、その開催期日前2日までに、市町選挙管理委員会に申し出てください。

第18号様式(第38条関係)
(選挙公報掲載申請書)

選挙公報掲載申請書

公 職 選 挙 法 第 168 条 第 1 項
香川県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条第1項の規定により選挙公報の掲

載を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

選挙別

選挙区

候補者 氏名

㊟

香川県選挙管理委員会委員長 殿

記

- 1 掲載文 別紙のとおり
- 2 写真 別添(2枚)
- 3 連絡場所

電話番号() -

別記第十八号様式を次のように改める。

第19号様式（第40条の2関係）
（選挙公報掲載文修正（撤回）申請書）

選挙公報掲載文修正（撤回）申請書

年 月 日申請の選挙公報の掲載文を次のとおり修正（撤回）したいので申請します。

年 月 日

候補者 氏名



香川県選挙管理委員会委員長 殿

記（修正の場合のみ）

- 1 修正文 別紙のとおり

別記第二十号様式の二中「告示第 号」を「香川県（市町）選挙管理委員会告示第 号」に改め、「公職選挙法」の下に「（昭和二十五年法律第百号）」を加え、「印」を削る。

別記第二十号様式の四中「（ ）」を「（ ）」に改める。

別記第二十一号様式から第二十二号様式の三までを次のように改める。

第21号様式（第50条の7 関係）
（出納責任者選任（異動）届出書）

出納責任者選任（異動）届出書

年 月 日執行の 選挙（ 選挙区）における候補者 の出納責任者を次
のとおり選任（異動）したので届け出ます。

年 月 日

候補者（推薦届出者）住所

氏名 ⑩

（候補者届出政党の名称

本部の所在地

代表者の氏名 ⑩

電話番号（ ） -

香川県選挙管理委員会委員長 殿

記

- 1 氏名
- 2 住所
- 3 職業
- 4 生年月日
- 5 選任（異動）年月日

注

- 1 候補者届出政党又は推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任（解任）について候補者の承諾を得たことを証明する書面を添えなければならない。また、推薦届出者が届け出の場合で推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証明する書面を添えなければならない。
- 2 出納責任者の異動が解任又は辞任による場合には、候補者、推薦届出者若しくは候補者届出政党の解任又は出納責任者の辞任の通知のあつたことを証すべき書面も添えなければならない。

第21号様式の2（第50条の7 関係）
（出納責任者職務代行の開始（廃止）届出書）

出納責任者職務代行の開始（廃止）届出書

年 月 日執行の 選挙（ 選挙区）における候補者 の出納責任者の職
務代行を次のとおり開始（廃止）したので届け出ます。

年 月 日

候補者（候補者 推薦届出者）

氏名 ㊟

〔 候補者届出政党の名称
本部の所在地
代表者の氏名 ㊟ 〕

香川県選挙管理委員会委員長 殿

記

- 1 出納責任者氏名
- 2 出納責任者の選任者氏名
- 3 出納責任者の事故又は欠けたことの実事（職務代行の廃止の理由）
- 4 職務代行者

氏名

住所

職業

生年月日

- 5 職務代行開始（廃止）年月日

第21号様式の3 (第50条の7 関係)
(出納責任者選任(解任)承諾書)

出納責任者 ^{選任}承諾書
_{解任}

年 月 日執行の 選挙(選挙区)における出納責任者を次のとおり ^{選任} _{解任} することを承諾します。

年 月 日

選挙 (選挙区)

候補者 氏名

⑩

推薦届出(代表)者氏名 殿

{ 候補者届出政党の名称
代表者の氏名 殿 }

記

- 1 氏名
- 2 住所
- 3 職業
- 4 生年月日

別記第二十一号様式の五中「開催したいから」を「開催したいので」に改める。
別記第二十二号様式の三中「を交付されますよう」を「の交付を」に改める。
別記第二十二号様式の四を次のように改める。

第22号様式の4（第58条関係）
（政党その他の政治団体の機関紙（誌）届出書）

政党その他の政治団体の機関紙（誌）届出書

次の機関紙（誌）において 選挙に関する報道及び評論を掲載したいので、公職選挙法第201条
の15の規定により届け出ます。

年 月 日

政治団体名

主たる事務所の所在地

代表者 氏名

⑩

香川県選挙管理委員会委員長 殿

記

区 分	新 聞 紙	雑 誌	備 考
機 関 紙 誌 名			
創 刊 年 月 日			
発 行 方 法			
引 き 続 いて 発 行 さ れ て いる 期 間			
発 行 回 数			
編 集 人 名			
発 行 人 名			

附則

この規則は、公布の日から施行する。

労働委員会告示

香川県労働委員会告示第二号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を、平成十八年十二月十九日認定したので、次のとおり告示する。

平成十八年十二月二十六日

香川県労働委員会

- 一 地方公営企業等の名称 香川県水道局
- 二 組合の名称 全水道香川県水道労働組合
- 三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤務箇所	職名
水道局	局長 局長次長 課長 主幹 課長補佐 （その職務が、労働関係に関する事務以外の事務又は技術に限られる者を除く。） 総務課の人事、給与、服務規律、予算、法規及び財産管理を担当する副主幹
県営水道事務所	所長 場長 庶務課長 （本庁課長又はこれに相当する職以上の職にある者に限る。）

平成十八年十二月二十六日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています